

～廃棄物処理施設に係る定期検査制の創設～

改正概要

- 廃棄物処理施設の設置許可を受けた者(※)は、5年3ヶ月以内ごとに、廃棄物処理施設が施設の構造基準に適合するかについて、都道府県知事の検査を受けなければならないこととする。(定期検査を拒否・妨害・忌避した者は、30万円以下の罰金)
- ※ 最終処分場、焼却施設等の許可時に告示・縦覧を要する施設の設置許可を受けた者に限る。
 - 検査を受けようとする者は、あらかじめ、申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。
 - 定期検査の期間は、使用前検査を受けた日、直近において行われた変更の許可に係る使用前検査を受けた日、又は直近において行われた定期検査を受けた日のいずれか遅い日から5年3月以内とする。(※)
 - 都道府県知事等は、検査を行ったときは、検査の結果を通知する書面を交付するものとする。
- ※ 既存施設については、許可を受けた時期に応じ、施行後1～5年以内とする。

効果

- 廃棄物処理施設の老朽化等に伴う構造面の安全性及び維持管理の確実性について定期的に行政がチェックすることで、生活環境保全上の支障を未然に防止し、又は支障の拡大を防止する体制を強化。
- 廃棄物処理施設に対する国民の安心感・信頼感を醸成し、適正な施設の設置を図る。